

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	スポーツ施設の使用料の減免 堺市荒山テニスコート、堺市陶器スポーツ広場（陶器野球場・陶器テニスコート）、 堺市美原多治井運動広場（多治井運動場・多治井テニスコート・多治井自由広場）、 堺市美原みの池運動広場（みの池野球場・みの池テニスコート・みの池自由広場）、 堺市美原さつき野運動広場（さつき野野球場・さつき野テニスコート・さつき野自由 広場）、堺市みなと堺グリーンひろば（運動ひろば野球場・芝生ひろば運動場・憩い のひろば・硬式野球場）	
根拠条例等・条項	堺市スポーツ施設条例 第9条第3項	
所 管 課	文化観光局 スポーツ部 スポーツ施設課 (指定管理者)	
審 査 基 準	(根拠条文) 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除 することができる。 (基準) ○条例第9条第3項の規定により使用料を減額し、又は免除することができ る場合及びその額は、次のとおりとする。 (1)本市又はスポーツ施設の管理を行う指定管理者が主催する行事のために 使用する場合 全額又は半額 (2)前号に掲げるもののほか、市長が公益上特にその必要があると認める場 合 全額又は半額 2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、堺市スポーツ施設使用 料減免申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、市長 は、必要があると認めるときは、減額又は免除について参考となる資料を 添付させることができる。 (堺市スポーツ施設規則第15条)	
標準処理期間	標準処理期間	7日(または審査に相当の期間が必要な場合は、申請者に対 し調査等に要する期間を通知する。)
	標準処理期間 を設定できな い理由	